

事業予定者決定に関する覚書（案）

※内容については、協議により変更することがある。

札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る事業者の決定（以下「本決定」という。）について、札幌市（以下「市」という。）、株式会社りんゆう観光（以下「りんゆう観光」という。）及び札幌藻岩山スキー場の運営体制移行に係る事業者募集において最優秀提案者に決定した〇〇（以下「事業予定者」という。）は、下記のとおり合意し覚書を締結する。

記

（目的）

第1条 本覚書の締結をもって、市、りんゆう観光及び〇〇は、〇〇が事業予定者となったことを確認し、事業化に向け誠意をもって協議を行う。

（基本計画書）

第2条 事業予定者は、応募提案に基づき、市及びりんゆう観光と事業の内容について協議し、市及びりんゆう観光の確認を得た事業案の実施に係る基本事項を定めた計画書（以下「基本計画書」という。）を作成しなければならない。

2 事業予定者は、自らの責任において、事業案の実施のために必要である許認可等に向けた官公庁等との事前協議その他の事業の遂行にかかる一切の調整等を行い、基本計画書を作成しなければならない。

3 前2項に係る協議、基本計画書の作成、調整等のために必要な一切の費用は事業予定者の負担とする。

4 基本計画書は、本覚書締結の日から10か月を超えない期間内において作成するものとする。

（基本協定等）

第3条 市、りんゆう観光及び事業予定者は、基本計画の作成により協議が整った時点で事業化の合意確認に係る書面により協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

2 市及びりんゆう観光は、基本協定の締結をもって事業予定者を事業者と決定する。

(合意に至らなかった場合)

第4条 事業化の合意に至らなかった場合、相互に債権債務関係が生じないことを確認し、かつ本決定の準備及び協議等に要した経費について互いに請求しないものとする。

(その他)

第5条 この覚書に定める事項のほか、その他必要な事項については市、りんゆう観光及び事業予定者が協議のうえ定めるものとする。

以上を証するため、本覚書を3通作成し、市、りんゆう観光及び事業予定者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年(2024年) 月 日

市 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

りんゆう観光 札幌市東区北9条東2丁目1番8号
株式会社りんゆう観光
代表者 代表取締役社長 植田 拓史

事業予定者 ○○市■■■区◇◇◇
△△
代表者 ☆☆☆ ★★★★★★